

分科会等の成果として過去に閣議決定された事項 [物流・運輸分野]

改革の方向性 (第二次報告書より抜粋)

(基本認識)

- 世界経済のグローバル化が進展し、ヒト、モノが国境を越えて大きく移動する中、グローバル化を積極的に推進することで日本経済も成長を遂げてきた。我が国が国際競争力強化を図り、世界、とりわけ成長センターであるアジアの中で重要な役割を担っていくためには、アジアを中心に世界とのヒト・モノの流れの更なる拡大が不可欠であり、その流れの阻害要因となっている物流・運輸分野の規制を大胆に見直すことが必要である。

(改革の方向性)

- 貿易関連手続における国際的な流れに対応した制度の確立
国際物流においては、IT化の進展により、先進諸国は「モノ」への管理から「情報」による管理へとシフトするなど、リードタイム短縮及び物流コスト削減への取組が進展している。我が国も貿易関連手続の意義・効果を不断に検証し、**国際的な流れに対応した制度を確立していくことが必要**である。
- 世界とのヒト・モノの流れの拡大に向けた環境整備
外国人観光客やビジネスマン等のヒトの流れやモノの流れの拡大とともに、それを支える**運輸サービス事業者の国際競争力向上及び利用者利便の向上に資するべく、航空分野等における交通インフラの運用体制の改革**、社会変革や技術革新に対応した規制の見直し等による事業活動の効率化・活性化を目指した取組が必要である。
- なお、上記の取組に当たっては、交通インフラ利用者等の安全・安心の確保、国際的な平和及び安全の維持を目的とした合理的なセキュリティ基準の確保に十分に配慮する必要がある。

(注)下線・太字は事務局において付記したものである。

規制・制度改革に係る対処方針 平成22年6月18日 閣議決定

貿易関連手続の見直し

- ・輸出通関における保税搬入原則の見直し【22年度検討・結論・23年通常国会へ法案提出等】※

運輸サービス事業者の国際競争力向上

- <海運>
 - ・内航海運暫定措置事業の廃止【22年度検討・結論等】
- ・外航海運に関する独占禁止法適用除外制度の見直し【22年度検討】

(注)※を付した事項は、「新成長戦略実現に向けた3段階構えの経済対策」において実施時期を前倒したものの。

規制・制度改革に係る方針 平成23年4月8日 閣議決定

交通インフラ運用体制の改革

- <海運>
 - ・海上交通安全法航路における制限速力の見直し【23年度早期に検討開始。結論を得次第措置】
 - ・内航旅客船の船舶検査制度の見直し、簡素化【23年度検討・結論】
- <航空>
 - ・航空交渉の多国間化【23年度以降引き続き実施】
 - ・空港運営の在り方の見直し【23年度早期に結論等】
 - ・空港発着枠の配分への市場メカニズムの導入【23年度検討・結論】
 - ・空港の容量拡大、機能強化のための取組・推進【23年度以降継続検討】
- <陸運>
 - ・45フィートコンテナ運送に係る環境整備【23年度検討開始】
- ・国際コンテナの国内利用の促進【23年度措置等】

規制・制度改革に係る方針 平成23年4月8日 閣議決定

貿易関連手続の見直し

- ・リターンブルパレット等の関税免除手続の改善【23年度検討・結論】
- ・安全保障貿易管理制度における該非判定の事前相談制度の利便性の向上【23年度検討・結論・措置】
- ・法令遵守優良企業による海外グループ会社に対する貨物の輸出等に係る許可の手続の簡素化【23年度検討・結論・措置】
- ・認定事業者(AEO)制度の改善【23年度検討・結論等】
- ・営業区域外における通関業務の取扱いの緩和【23年度検討・結論】
- ・経済連携協定に基づく特定原産地証明制度の利便性の向上【23年度措置等】

運輸サービス事業者の国際競争力向上

- <海運>
 - ・水先制度の改革【逐次実施】
 - ・沿海航行区域の拡大【23年度措置等】
- <航空>
 - ・ビジネスジェットの利用促進に資する規制の見直し【23年度検討・結論】
 - ・米国、欧州等先進国との航空機材、乗員資格等に関する相互承認の推進【23年度以降継続実施】

規制・制度改革に係る追加方針 平成23年7月22日 閣議決定

貿易関連手続の見直し

- ・国際航空協定に関する独占禁止法適用除外制度の見直し【24年度検討】